

平成 29 年 7 月 25 日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分を行いました

経済産業省は、安井インターテック株式会社（法人番号：4010901012196）による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第53条第1項に基づき、安井インターテック株式会社に対し、輸出禁止3か月の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

安井インターテック株式会社に対し、次の輸出禁止の行政処分を行いました。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで（3 か月間）

2. 事件の概要

安井インターテック株式会社は、平成 19 年から平成 28 年にかけて、外国為替及び外国貿易法の規制品目の「誘導炉」（輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項）に該当する同社製「真空吸引加圧鑄造機」等を、経済産業大臣の許可を受けることなく、イラン、中国、タイ等へ輸出しました。

同社は、輸出管理のための体制を構築せず、法規制の内容を正しく認識しないまま、違法な輸出を継続していました。

なお、輸出された貨物が懸念用途に使用されているという情報はありません。

（参考 1）

安井インターテック株式会社

代表者：安井 章瑞（代表取締役）

本 社：東京都世田谷区

（参考 2）

「誘導炉」：コイルの誘導電流を熱源とし、被加熱物を加熱・溶解する方式の炉。規定に該当する仕様の誘導炉は、核兵器の開発等に利用可能なものとして、輸出に際し、経済産業大臣の許可が必要。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 黒田

担当者：笠間、高見

電話：03-3501-1511（3271～3274）

03-3501-2800（直通）

03-3501-0996（FAX）